



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2020 年3月5日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定

地方公共団体による公共交通改善の取り組みに対して国が予算面とノウハウ面から支援を行うとする法案が、2月7日に閣議決定しました。

この法律は地方自治体が今後の地域の公共交通網のあり方を定めた「地域公共交通計画（マスタープラン）」を作成し、交通事業者と連携して地域の移動手段確保に努めることを目的としたものです。マスタープラン作成経費には国から補助金が出る予定となっており、このことにより国はマスタープラン策定件数を伸ばしたい考えです。2019年7月時点の全国のマスタープラン策定件数

は524件ですが、国は2024年までに1,200件まで増やしたいとしています。

また、この法律は地域の移動手段確保のために自家用有償旅客運送を重要視しています。市町村運営の自家用有償旅客運送に対するバス・タクシー事業者のノウハウ積極活用も強く推奨されており、自家用有償旅客運送制度についても何らかの影響が波及する可能性が高いと考えられます。現時点では具体的に何が変わるかは分かっていませんが、施行規則や通達が発出され全容が分かり次第随時お伝えして参ります。

道路交通法改正案を閣議決定 高齢運転者の事故対策 一定の違反歴ある75歳以上に運転技能検査を義務化

今国会に提出する道交法改正案が、3月3日に閣議決定しました。改正法が成立すれば、いわゆるあおり運転について規定が設けられ、懲役・罰金の罰則のほか著しい危険を生じさせた場合は免許取り消しとなります。また、一定の違反歴のある75歳以上の高齢運転者には運転技能検査が義務付けられます。

改正案によると、75歳以上で一定の違反歴のある運転者は、運転免許証の更新時に実

車での運転技能検査が義務化となります。検査結果が一定の基準に達しないと、免許証が更新されない仕組みです。また、高齢運転者から申請があれば、自動ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車（サポカー）に限定する免許を与えることが盛り込まれています。道交法改正案が成立した場合、あおり運転に関しては公布から20日経過後、高齢運転者関連は2年以内に施行されます。

安全運転サポート車（サポカー）等新規購入に補助金 65歳以上高齢者の購入について最大10万円まで

高齢者の安全運転サポート車（サポカー）購入促進を目的にした「サポカー補助金」の申請受付が3月9日より開始となります。

安全運転サポート車（サポカー）とは、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された車のことで、高齢運転者の安全対策に有効的とされており、近年注目されています。「サポカー補助金」は、高齢運転者が新たにサポカーを購入する際、その費用の一部に補助金が交付されるというものです。補助額は車種や搭載機能、新車・中古車の違い等によって2万円から最大10万円となっています。

対象となる方ならびに自動車は次のとおりです。

- （1）補助対象者
令和元年度中に満65歳以上となる高齢運転者
- （2）補助対象車両
衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進等抑制装置の両方を搭載する自動車、ま

たは衝突被害軽減ブレーキのみを搭載する自動車（車種等は以下のとおり）

【新車】令和元年12月23日以降に新車新規登録（登録車）又は新車新規検査届出（軽自動車）された自動車

車種・グレード：

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000030.html

【中古車】令和2年3月9日以降に中古車として登録（登録車）又は検査証交付（軽自動車）された自動車

車種・グレード：3月6日に公表予定

申請書類や申請手続きなど補助金に関する詳細は、（一社）次世代自動車振興センターのWEBページに3月6日より掲載予定ですので、以下URLよりご覧ください。

サポカー補助金に関するホームページ：

<http://www.cev-pc.or.jp/support-car/support-car.html>

《トピックス》

4月30日まで自動車検査証の有効期間が延長に 自賠償保険にも特例

新型コロナウイルス対応の一環として、国土交通省は自動車検査証の有効期間が満了する日が2月28日から3月31日までの自動車全てについて、自動車検査証の有効期間を4月30日まで延長することを決め、公示しました。

有効期間延長の対象となる車両は、4月30日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車を使用できます。なお、延長適用となるための特別な変更手続きはありません。

また、検査を受検するまでに自動車損害賠償責任保険（共済）の保険期間が終了する場合、継続契約の締結手続きが最長4月30日まで猶予されます。保険について詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

新型コロナウイルス対応について （参考）

複数のタクシー運転者への感染が確認されたことから、国土交通省はバス・タクシー事業者に感染予防対策に関する要請を出

しました。また、介護サービス事業所についても、厚生労働省から各都道府県を通じて、事務連絡等が出されています。

すでに各送迎事業所でも対策を講じておられると思いますが、参考として各通知のURL等を掲載しますのでご覧ください。

○国土交通省 新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）の要旨

（1）始業点呼時の対応

・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行う等により、運転者の健康状態を確実に把握すること

・マスクの着用等の感染予防対策が取れていることを確認すること

（2）体調不良が確認された際の対応
発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関に受診させる等、適切な対応を取ること

○国土交通省 新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力依頼）の要旨

新型コロナウイルス等の感染症対策について内閣総理大臣官邸WEBページよりよりチラシをプリントアウト、掲示・配布することによる周知協力を要請。

【内閣総理大臣官邸HP】

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省発各都道府県民生主管部局あて事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596202.pdf>

《事務局より》

■活動状況報告書の提出についてのお願い

いつも通院介護支援事業「活動状況報告書」をご送付いただきありがとうございます。例年5月をめどに前年度中の報告書提出期限とさせていただいておりますが、新型コロナウイルスへの対応等による事業所の業務増大を拝察し、今回に限り期限を設けないことといたしました。ただし、お手元に記入済み未提出の報告書がございます場合（2018年度分含む）は、速やかにご提出ください。

また、これまで年度末に報告書提出のお願い文書を各事業所へ発送してまいりましたが、昨年度より発送を取りやめておりますのでご了承ください。引き続き活動状況報告書の提出にご協力をお願いいたします。

■新型コロナウイルスの影響について

国土交通省からの自家用有償旅客運送の感染対策に関する通知等は現時点ではまだ出ていません。送迎事業所では福祉施設等に準拠した対策をとることが望ましいと考えられていますが、マスク・消毒液が全国的に不足している状態では実施が難しい場合も見込まれます。今後、新型コロナウイルスに関連して送迎活動を自粛、一時休止等をする場合は全腎協事務局までご一報ください。